

# 地域クラブ活動の大会参加について（地域クラブ用資料）

令和6年11月

## 1 地域クラブ活動の大会参加

### （1）大会参加形式（別紙参照）

- ・ 専門部ごとに競技特性や専門部の事情により異なる。

### （2）大会参加区分

#### A：学校単位

- ①従来通りの学校部活動
- ②複数校合同チーム（中体連が定める合同チーム既定の範囲内）
- ③特設部（季節部等の常設の部はないが、学校長より承認を得ているもの）

**登録申請必要なし**

#### B：地域クラブ活動

- ①スポーツ少年団や道場
- ②民間企業等が運営するクラブ
- ③総合型地域スポーツクラブ
- ④①～③以外の学校が設置者ではないクラブ等

**登録申請必要あり**

## 2 大会参加の具体

### （1）＜生徒＞

- 「参加区分確認書※」の学校への確認・提出（B選択時はクラブ代表者の記名・押印が必要）
- 大会参加時は自身が選んだ参加団体（区分）での活動

注：普段の活動（平日の練習等）を選択しているわけではないので注意が必要。

例）「ハンドボール部に所属していて平日は部活動の練習に参加しているが、大会参加時は「▲▲ハンドボールクラブ」の一員として参加・活動する」という状況も生じる。

※この「参加区分確認書」は「中体連大会（一部競技団体が実施する予選会）」への参加について選択しているもので、その他の競技団体大会への参加を制限するものではない。様式は各学校にて新年度に向け配付され、各家庭が必要事項を記載し、学校へ提出。

※記名・押印後に提出された「参加区分確認書」について、それ以後の変更は認めない。そのため、提出の前段階で「B：地域クラブ活動」を選択しようとしている生徒に対して十分な確認が必要。特に団体競技（種目）の場合、学校側にも影響が大きいので注意。

～想定される事象～

例：生徒が「B：地域クラブ活動」を選択し、クラブ側も確認して確認書を提出したが、大会参加申込時点で当該生徒が選手登録から漏れたため、急遽「A：学校単位」での出場を希望した。

→変更は認められない。

例：クラブ側で大会参加申込していた選手Eさんがケガをしたため、「A：学校単位」を選んでいてHさんの参加区分を変更させてクラブからの出場とした。

→変更は認められない。 など

### （2）＜地域クラブ活動＞

- 参加区分を「B：地域クラブ活動」とした生徒のみで大会参加申込書を作成・提出。

～参加形式毎の申込について～（別紙参考資料も参照）

- 大会形式 ①県大会への予選をA（学校単位）、B（地域クラブ活動）のそれぞれとする形式  
②県大会への予選を現行の郡市・地区中体連大会とする形式  
③県大会への予選はなく、オープン参加とする形式

①の場合（競技団体が予選を実施する競技の場合）

- ・競技団体実施の大会に対してエントリーする。  
【条件】宮城県下の中学校に在籍する生徒（のみで編成されたチーム）
- ・申込先：競技団体担当者

②の場合（各中体連による地区大会に地域クラブ活動が参加する競技の場合）

【個人戦】

- ・当該生徒の在籍中学校が加盟する中体連の大会へのエントリーとする。
- ・ソフトテニスのペア編成は「当該中体連加盟校の範囲内でペアを編成すること」とする。
- ・参加申込は参加する大会全てに行い、抽選会にも参加する。
- ・それぞれの大会に対してクラブ等は引率・監督を行う。また、運営の協力も行う。  
（引率監督は登録されている指導者の範囲内で行う。また、複数の中体連大会の日程が重複することも想定されるので、引率監督は必ずしも「代表責任者」である必要はない）

【団体戦】

- ・チーム編成は「当該中体連加盟校の範囲内でチームを編成すること」とする。
- ・参加大会は「当該中体連の実施する大会」とする。
- ・競技によっては、「同一在籍校生徒での編成」との条件がある。（陸上競技・体操競技・新体操）
- ・団体競技（種目）における地域クラブ活動名での出場は1チームのみ。  
※仮に同一団体に複数の中体連大会にエントリーできるだけの所属があっても、エントリーできるのは1チームのみ（1つの中体連大会のみ）

<複数の中体連が合同で同一の大会（トーナメント）を実施する場合>

- ・当該中体連に確認すること。  
原則は「当該大会で認められる複数校合同チームの範囲」と同等の範囲でのチーム編成。

③の場合（県未満の予選がない場合）

- ・県中総体の当該競技へエントリーする  
【条件】宮城県下の中学校に在籍する生徒（のみで編成されたチーム）
- ・申込先：競技専門部委員長

【仙台市中体連大会に参加する場合】

- ・仙台市中体連の大会は、実施する大会の範囲が競技毎に違いがあるため、仙台市中体連大会に参加する場合には、競技専門部が実施する大会の出場範囲に従う。

例) 行政区や地理的な条件から複数ブロックに参加校（チーム）を分けて行う大会。

（ブロックに含まれる学校（チーム）が固定されている。）

青葉区大会・・・青葉区に所在のある学校の生徒がエントリー。

若林・宮城野区大会・・・若林区と宮城野区に所在のある学校の生徒がエントリー。

南部ブロックや北地区・当該ブロックに含まれる学校の生徒がエントリー。

例) 全市大会・・・仙台市内に所在のある学校の生徒がエントリー。

（参加校（チーム）を抽選により複数ブロックに分ける競技もあるが、出場範囲は全市大会と同じ扱い）

※団体戦においては上記の例にならない、指定のある範囲内の学校在籍生徒でチーム

を編成する。

注意事項：団体戦はAで出場し、個人戦はBで参加する、ということは禁止。

～大会引率・監督について～

・大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

→同日に複数の郡市・地区大会に所属選手が出場する場合、複数名の指導者（県中体連登録様式に記載のある人物）にてそれぞれの大会引率や監督を行うこととなる。当該大会に責任ある引率者（監督）が不在の場合、棄権扱いとなるので注意が必要。

→申込段階で大会日程を十分確認の上、申し込むこと。

→大会期間中、所属選手が会場に滞在している時間帯については、引率者も必ず会場内に滞在するよう心がけること。（不測のトラブルに対応するため）

～監督会議・競技役員等～

・事前の抽選会、当日の監督会議等には必ず参加すること。また、割り当てられた競技役員については協力すること。（競技役員については、競技に関する内容だけでなく、受付や会場巡視、駐車場誘導等の大会運営全般となる）

#### 4 シード権の取扱（各郡市地区大会に対しての共通事項）

①郡市地区の新人大会等で「特定の個人（ペア）」がシード権（ポイント）を得ている場合。

・参加区分が変わっても「シード権（ポイント）は生きる」ものとする。

→個人が得ている権利であり、所属に帰属するものではないと判断される。

②郡市地区の新人大会等で「特定の学校（チーム）」がシード権を得ている場合で、当該校（チーム）が「地域クラブ活動の区分に変更した」場合

・参加区分が変わっても「シード権は生きる」ものとする。

ただし、チーム編成において「シード権を得た時点と変更がない場合に限る」ものとする。

この場合の「チーム編成の変更」とは「チームを編成する生徒の在籍校の増減」と捉える。

<シード権が認められる場合の例①>

シード獲得時：A中バレーボール部（チーム編成：A中の生徒のみで編成）

本大会参加時：●●バレーボールクラブ（チーム編成：A中の生徒のみで編成）

<シード権が認められる場合の例②>

シード獲得時：A中・B中の合同チーム（チーム編成：A中とB中の生徒で編成）

本大会参加時：●●バレーボールクラブ（チーム編成：A中とB中の生徒で編成）

<シード権が認められない場合の例①>

シード獲得時：A中バレーボール部（チーム編成：A中の生徒のみで編成）

本大会参加時：●●バレーボールクラブ（チーム編成：A中・B中・C中の生徒で編成）

<シード権が認められない場合の例②>

シード獲得時：A中・B中合同チーム（チーム編成：A中・B中の生徒で編成）

本大会参加時：●●バレーボールクラブ（チーム編成：A中の生徒のみで編成）

③県新人大会等で「郡市・地区中体連」がシード権を得た場合

・特に影響なし

#### 5 その他（現時点での取扱）

①地域クラブ活動役員の県中体連専門部との関わり

→専門部員としては設定しない。組合せ抽選会のみに参加し、抽選ならびに競技役員としての内容確認を行う。

②地域クラブ活動の登録負担金や大会参加費の負担

→登録負担金・・・負担なし（在籍校で実質的に負担しているため）  
大会参加費・・・新人大会については要項に準じて負担する

③「参加区分確認書」の適用期間

参加区分確認書提出（年度当初） ～ 次年度参加区分確認書提出（次年度当初）

※ただし、全国中学校体育大会終了時点から新人大会参加申込みまでの期間にのみ、特別な事情がある場合に限り参加区分の変更を認める。変更の希望がある場合は「参加区分変更届」を提出する。

水泳競技は新人大会の時期が早いので別に期間を設定する。

- ・冬季種目（駅伝・スキー・スケート・アイスホッケー）について  
当該種目の大会参加申込前 ～ 当該種目の全国中学校体育大会終了

※夏季大会参加種目で参加区分と違うこともあり得る。

※冬季種目についての参加区分確認書の提出は当該種目参加申込前で問題ない。  
（年度当初に提出を求める必要はない）

～最後に～

今年度スタートした「地域クラブの中総体への参加」ですが、仕組み上、十分とは言えない部分もあるかと思えます。試行錯誤の最中でありますので、地域クラブの皆様には事情をご理解いただき、「共に創る」といった視点でご協力いただければ幸いです。

よろしく願いいたします。

宮城県内各中学校体育連盟

令和6年7月30日

県内各中学校長 様  
宮城県中体連登録団体 責任者 様

宮城県中学校体育連盟

中体連大会参加に係る「参加区分変更届」について（お知らせ）

標題につきまして、複数問合せがありましたので、内容を補足しお知らせいたします。

#### 記

#### 1 参加区分変更を認める趣旨

「諸事情により中総体と同じ区分（同じ団体）で新人大会に参加できない生徒に対する救済措置」を趣旨とする。

※参加区分適用期間内の自由な区分変更を認めるためのものではありません。

#### 2 参加区分（4月提出分）の適用期間について

**「当該年度の参加区分確認書提出」から「次年度の参加区分確認書提出」まで。**

##### 【補足的な説明】

①参加区分確認書には「私は、中体連主催大会（全国中学校体育大会予選・新人大会を含む）に以下の区分で参加することといたします。なお、これ以後一連の期間終了まで区分を変更いたしません。」との宣誓の下、確認書を提出してもらっています。

②上記①について「参加区分確認書で示した区分で少なくとも1年間は継続して大会参加する」という原則で運用しています。つまり、この原則を超える相当な事情がなければ、適用期間内での参加区分変更はできない、ということになります。

#### 3 参加区分変更届について

**「事情があり、「中総体参加時の参加区分を新人大会参加時に変更したい生徒」に限り提出する**」としている。

##### 【補足的な説明】

①「事情」とは、前述のとおり、「参加区分確認書の適用期間とその運用の原則を超えるような事情」を指します。つまり、「その団体で継続して活動したり、新人大会に参加したりすることが困難な場合」を想定しています。

②上記①に該当するような全ての状況を例示することは困難であるため、「事情があり」と示しています。敢えて状況を例示すると以下のような状況を想定しています。

A：当該団体（部活動）が廃止（廃部・休部等）になり、活動できない。

B：他メンバーとのトラブルなどにより、当該団体（部活動）での活動を断念した。

C：転居により、当該団体（部活動）での活動ができなくなった。 など

※上記A～C以外の状況があった場合においても、上記で示した状況程度の場合に限った対応と捉えてください。

#### 4 その他

①「参加区分変更届」は当該校、当該団体、当該生徒（家庭）の三者が合意の上、作成、提出（宛先は当該生徒在籍校）してください。

②「参加区分変更届」については、当該生徒在籍校が最終的に受け取ってください。その際、記載されている「主な理由」について疑義が生じる場合は、県中体連へご相談ください。

【問合せ】 宮城県中学校体育連盟 022-725-4207